

## 平成 30 年度以降の札幌市立大学入学者選抜試験の変更について＜予告＞ (看護学部 3 年次編入学)

平成 30 年度以降の看護学部 3 年次編入学試験における出願資格を以下のとおり変更する。

### 【変更前】

看護師免許を有している者又は看護師国家試験受験資格を有している者（平成 30 年 3 月までに資格を有する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者

- (1) 看護系の短期大学を卒業した者又は平成 30 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 看護系専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上のものに限る。）を修了した者又は平成 30 年 3 月修了見込みの者（学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

### 【変更後】

看護師免許を有している者又は看護師国家試験受験資格を有している者（平成 30 年 3 月までに資格を有する見込みの者を含む。）で、次のいずれかに該当する者

- (1) 看護系の短期大学を卒業した者又は平成 30 年 3 月卒業見込みの者
- (2) 看護系専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時間数が 1,700 時間以上のものに限る。）を修了した者又は平成 30 年 3 月修了見込みの者（学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (3) 高等学校等の看護系の専攻科の課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者又は平成 30 年 3 月修了見込みの者（学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

※ 平成 31 年度以降の看護学部 3 年次編入学試験においては、「平成 30 年」を入学する年に読み替える。